

三菱UFJ年金ニュース

平成20年3月10日 No.95

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部 ペンション・パーソナルソリューション室

制度	確定給付	厚生基金	適格年金	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

住所管理制度化について（加入中は除外）

- 標記については、住所管理を義務化する厚生労働省案（[年金ニュースNo.91](#)）が示されておりましたが、今般、加入中は義務化しない旨の回答がありましたのでご案内致します。（厚生基金については[年金ニュースNo.93](#)でご案内済）
- 上記は当該厚生労働省案に対するQ & Aとして示されていますが、主なQ & Aについても併せてご案内致します。

【ポイント】

- ・ 加入中の住所管理は義務化しない。
加入員（者）原簿への住所欄の追加も不要。
- ・ 住所管理に係る規約への影響はなし。（変更不要）

【Q & A】

< 特に重要と思われるもの >

Q1：加入員本人・事業主・基金それぞれの負担を勘案し、在職中（加入中）の住所管理は義務化せずに、資格喪失後からの住所管理を制度化する方法は認められないか。

A1：加入員（者）に係る住所届出義務は課さないこととする。

通知により「基金が住所管理する事とする。なお、事業主に住所管理をさせることとしても差し支えないが、この場合には、事業主の住所管理状況を定期的に確認することとする。」とされる予定です。

Q2：加入員であった者から氏名・住所変更時に提出させる届書は、変更後の内容だけで十分と思われるが、いかがか。
氏名・住所については、履歴管理が必要か。また、履歴管理が必要だとした場合、加入員台帳の様式例にも履歴欄を設けた方が良いのではないか。

A2：情報を正確に把握するためには変更前の住所も届出が必要がある。
加入員（者）原簿への住所欄の追加は行わないこととする。

Q3：厚生年金基金及びDB年金の規約において、住所の届出に関する規約への規定（規約の変更）は必要か。

A3：必要なし。

<その他>

Q4：住所情報の提供依頼は、確定給付企業年金基金・企業年金実施事業主も行えることとしていただけないか。

A4：不可。

D B年金については住民票を取得する等自らの努力による管理方法が想定されています。

<以下は厚生基金のみに関する事項です>

Q5： 社会保険庁から提供される情報については、以下の項目との認識でよいか。基金番号・基礎年金番号・氏名・生年月日・郵便番号・住所カナ・死亡年月日
「住所カナ」とは半角カナという認識でよいか（全角文字・漢字が混じることはないか。）
社会保険庁から提供される情報については、早期にレイアウト・項目定義に関する資料をご提示いただきたい。

A5： 基礎年金番号、氏名、生年月日、郵便番号、住所カナ、死亡年月日、不一致事項
半角カナのみ
決定次第情報提供いたします。

Q6：社会保険庁から提供される住所情報についても、60歳以上の未請求者等については現時点での住所ではないケース（住所不明のケース）もあると思料する。そのため、厚生年金基金においても入手した住所情報について確認を行う必要があるものと考えて良いか。（つまり、社会保険庁から住所情報を入手した場合でも、その内容について改めて本人・設立事業主からの厚生年金基金宛届出が必要であるとの認識で良いか。）

A6：庁の住所情報に書き換えたあと本人への確認をするかについては、各基金の判断によることとする。

平成20年4月から9月までは、（優先的に）「60歳以上の住所不明者」に関して依頼する事で住所情報等が提供されます。（連合会経由）
（年金ニュースNo.93）

Q7：平成20年9月までに照会することができなかった「60歳以上の住所不明対象者」については、平成20年10月以降は、年2回（4月及び10月）照会が可能という理解でよいか。

A7：貴見の通り

平成20年10月以降は待期者、受給者について年に2回（4月・10月）住所情報等の提供を依頼する事が可能となります。（連合会経由）

なお、住所情報等の提供は覚書等の厚生労働省宛送付（3月13日（木）まで）が前提となります。

（[年金ニュースNo.93](#)）

また、住所情報等の提供依頼はあくまでも最後の手段であり、基金で住民票を取得する等自らの努力による方法が優先であると位置付けられていることも併せて申し添えます。

以上